

第12回芳賀町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年12月22日（月） 午後2時00分

2. 開催場所 芳賀町役場 3階 中会議室

3. 出席委員

農 業 委 員		農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員	
1 番	小林 広美	金田 正	岡田 毅
2 番	大根田 源一	佐藤 一典	荒井 昭雄
3 番	酒井 和夫	岩崎 進	阿久津 正好
4 番	黒崎 浩	手塚 孝夫	
5 番	黒崎 陽子	直井 純一	
6 番	綱川 祥史	小林 康男	
7 番	岩村 隆	酒井 紀之	
8 番	小林 芳晴	黒崎 文雄	
9 番	阿久津 信市	大林 厚雄	
10 番	小林 峰子	鈴木 省一	
11 番	黒崎 俊行	菊地 方敏	

4. 欠席農業委員 0人

5. 出席農業委員会事務局職員

事務局長	大塚 英樹
事務局係長	中澤 美智子
主任主査	大岡 久美子
主事	坂本 汐里
公社係長	水沼 和子

6. 議事日程

議案第50号 農地の賃借権設定許可申請に対する許可可否について
議案第51号 農地の所有権移転許可申請に対する許可可否について
議案第52号 農地の転用許可申請に対する意見決定について
議案第53号 非農地証明願に対する証明の可否について
議案第54号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定について
議案第55号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について
議案第56号 地域計画の変更に対する意見決定について
報告第12号 農地法第18条の解約通知について

令和7年第12回農業委員会 総会

○開会	
議長	ただ今から、令和7年第12回芳賀町農業委員会総会を開会いたします。 ただ今の出席委員は11人です。 定足数に達していますので、ただちに本日の会議を開きます。 議事録署名委員の指名を行います。本総会の議事録署名委員は、5番 黒崎 陽子委員、6番 網川 祥史委員を指名したいと思いますが、よろしいでしょうか。
委員	(異議なしの声あり)
議長	異議がないようですので、議事録署名委員は、両委員に決定いたしました。
○議案第50号	
議長	それでは、ただ今から、議案第50号「農地の賃借権設定許可申請に対する許可可否について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第50号「農地の賃借権設定許可申請に対する許可可否について」事務局よりご説明させていただきます。本案件については、12月4日付で申請書を受理したところですが、書類に不備がございまして、追加の提出を求めています。しかし、本日時点で提出がなく、賃借人が農地所有適格法人であるという要件を満たしているかどうかの確認が取れていないため、本総会では審議を保留とさせていただきます。よろしくお祈いします。
議長	事務局から説明がありましたとおり、審議保留となりましたので、次の議案に移ります。
○議案第51号	
議長	続きまして、議案第51号「農地の所有権移転許可申請に対する許可可否について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第51号「農地の所有権移転許可申請に対する許可可否について」次のおり農地法第3条の規定に基づく農地の所有権移転許可申請があったので、その許可可否について審議するものとする。 【議案第51号 所有権移転許可申請 20番、21番について説明】
議長	以上で事務局の説明を終わります。 続いて担当地区委員及び推進委員の意見を求めます。 20番について、稲毛田地区 佐藤 一典推進委員お祈いします。
稲毛田地区 推進委員	はい、当案件について説明いたします。 ■さんの土地は元々■さんのおじにあたる方が所有していたものですが、その方が後継者がいないまま亡くなられてしまったようで、甥にあたるこの■さんが相続しました。ただここにも書かれているように、住所が■と遠隔地であるために、耕作は親戚筋である■さんに10年以上も任せておられていた状態です。 この案件につきまして、■さんは遠隔地で今後農業をやることもありませんし、また譲り受ける■さんも耕作者であることから何ら問題はないと思いますが、皆さまの慎重なご審議よろしくお祈いします。
議長	7番 岩村 隆委員、ほかに意見があればお祈いします。
7番委員	はい、7番の岩村です。佐藤推進委員から説明があったとおり、何ら問題はないかと思われます。また、補足としてこの田んぼですが、場所は私の作っている田んぼの隣で、毎年たまに会って話などもしておりますので何ら問題はないかと思ひます。慎重な審議のほどよろしくお祈い申し上げます。
議長	21番について、下延生地区 手塚 孝夫推進委員お祈いします。

下延生地区 推進委員	はい、下延生の手塚です。議案第51号、21番についてご説明申し上げます。 この場所は、元々譲受人が借りていた畑です。譲渡人は畑の場所が譲受人の自宅近くであるということから、畑を無償で貸していたようです。譲渡人は自宅から畑が離れており、今後も自作する予定がないということで今回の売買になったと伺っております。このような現状から致し方ない案件かと思えます。皆様方の慎重なるご審議よろしく申し上げます。
議長	2番 大根田 源一委員、ほかに意見があればお願いします。
2番委員	はい、2番の大根田です。今の内容については手塚推進委員のご説明のとおりでございます。問題は無いと思われませんが、皆さまの公正なるご審議よろしく申し上げます。
議長	以上で担当地区委員及び推進委員の意見を終わります。 次に質疑に入ります。質疑はありますか。
委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、質疑を終わります。 続いて採決に入ります。 議案第51号について、原案のとおり許可することに賛成の委員は起立願います。
委員	(全員起立)
議長	起立全員であります。よって、議案第51号は許可することで決定しました。
○議案第52号 議長	続きまして、議案第52号「農地の転用許可申請に対する意見決定について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局	議案第52号「農地の転用許可申請に対する意見決定について」 次のとおり農地法第5条の規定に基づく農地の転用許可申請があったので、その意見決定について審議するものとする。 【議案第52号 転用許可申請 9番から12番について説明】
議長	以上で事務局の説明を終わります。 続いて担当地区委員及び推進委員の意見を求めます。 9番について、下高根沢地区 酒井 紀之推進委員お願いします。
下高根沢地区 推進委員	はい、下高根沢の酒井です。議案第52号、9番についてご説明申し上げます。 この案件を11月17日に農業委員の黒崎さん、事務局4人で確認してまいりました。譲渡人の■さんは少しご病気になっておりまして、そのお子さんが新たに家を建てるということで、特段問題ないと思われませんが、皆さまの慎重なるご審議よろしく申し上げます。
議長	4番 黒崎 浩委員、ほかに意見があればお願いします。
4番委員	はい、4番の黒崎です。酒井推進委員の説明があったとおりでございます。なんら問題ないと思えますが、皆さまの慎重なるご審議よろしく申し上げます。
議長	10番から12番について、西高橋地区 阿久津 正好推進委員お願いします。

西高橋
打越新田地区
推進委員

はい、西高橋・打越新田の阿久津です。議案第52号10番、11番について説明します。付属資料は14ページから20ページをご覧ください。

10番の申請地は■さんの宅地の南側に隣接しまして、以前より農機具を保管するハウスや、野菜などを作っていたところであります。譲受人の■さんは■さんの孫にあたり、現在は■に住んでいますが、資料の事業計画書にもありますとおり、実家に隣接する場所に住居を構えてゆくゆくは農地の管理を考えているそうです。実家敷地内にスペースがないということもありまして致し方ない案件と思います。

続いて11番ですが、こちらは住宅を建てるにあたり給水管の埋設工事のための申請になります。工事終了後は平常に戻すということで、特に問題はないと思いますが慎重なご審議をお願いいたします。

続きまして12番についてご説明を申し上げます。本案件は譲受人の■が、野立ての太陽光発電設備を設置するにあたり、農地を転用するものであります。この案件については10年以上前に計画され、平成27年7月に農振除外の手続きが済んでいましたが、変電所の容量がいっぱいだったため、すぐに設置することができず今回の申請になったということです。

土地の選定理由としまして、出力1,000キロワットの発電をするためのパネル枚数を設置するには、概ね12,500平米の土地が必要であり、公道に接していて送電線に近いことや、農地所有者の同意等の条件を満たせる土地が申請地しかなかったということです。心配される除草管理については定期的に草刈りを行い、また、パネルの反射光による影響が出た場合には、現地確認の上、角度調整の対応をするという説明がありました。申請地は第2種農地であり、致し方ない案件と思われませんが、皆さまの慎重なご審議をお願いいたします。以上です。

議長

こちらの担当委員は私ですので、私から意見を述べさせていただきます。

10番につきましては一般住宅敷地ということで、また11番については、給水管埋設用敷地ということですが、

また12番につきましては、12月2日に地元説明会も行われ、致し方ない案件と思われませんが、皆さまの慎重なご審議をお願いいたします。

議長

以上で担当地区委員及び推進委員の意見を終わります。

続いて質疑に入ります。質疑はありますか。

委員

(質疑なし)

議長

質疑がないようなので、質疑を終わります。

続いて採決に入ります。

議案第52号について、許可相当との意見を付すことに賛成の委員は起立願います。

委員

(全員起立)

議長

起立全員であります。よって、議案第52号は許可相当との意見を付すことで決定しました。

○議案第53号

議長

続きまして、議案第53号「非農地証明願に対する証明の可否について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第53号「非農地証明願に対する証明の可否について」

次のとおり農地法の適用を受けないことの証明願があったので、その証明の可否について審議するものとする。

【議案第53号 非農地証明願 10番、11番について説明】

議長

以上で事務局の説明を終わります。

続いて担当地区委員及び推進委員の意見を求めます。

10番について、八ツ木地区 大林 厚雄推進委員願います。

八ツ木地区 推進委員	はい、八ツ木地区推進委員の大林です。議案第53号、非農地証明願のうち10番についてご説明申し上げます。付属資料35ページから40ページをご覧ください。 この案件につきましては去る15日、阿久津農業委員さんと事務局職員の方々と現地確認をしました。申請地は北側と西側がフェンスで囲まれており、また、昭和45年に物置を設置しております。55年以上経過をしています。年数が経っておりますのでやむを得ないと思いますが、皆さまの慎重なるご審議をお願いいたします。以上です。
議長	9番 阿久津 信市委員、ほかに意見があればお願いします。
9番委員	はい、9番の阿久津です。ただ今大林推進委員さんが説明したとおり、55年以上宅地として利用しているということから問題ないかと思しますので、皆さまの慎重なるご審議をお願いいたします。
議長	11番について、東高橋地区 荒井 昭雄推進委員お願いします。
東高橋地区 推進委員	はい、東高橋の荒井です。議案第53号、11番の非農地証明願についてご説明申し上げます。付属資料の41ページから46ページをご覧ください。 18日に事務局と現地確認に行きました。申請者の■さんの実家になりますが、現在■に住んでいるため、今まで空き家になっていましたが、今後戻る予定がないということから空き家バンクに登録し、購入希望者がいたので調査したところ、畑になっていたことが判明したための申請になります。付属資料の44ページを確認してもらおうと分かりやすいですが、申請場所は1,722平方メートルのうち570.26平方メートルで、20年以上前から宅地として利用していました。また今後、購入希望者と合意することになりますと、最近問題になっている空き家の解消になりますので特に問題ないと思います。皆様方の慎重なるご審議よろしくをお願いいたします。
議長	10番 小林 峰子委員、ほかに意見があればお願いします。
10番委員	はい、10番の小林です。ただ今荒井推進委員さんから説明がありましたように、今回相続された子供さんたちが空き家になっている実家を処分するために調べたところ、一部農地になっていたということで申請されたものです。■沿いにあり、両隣が住宅ということで、何ら問題はないと思われま。皆さまの慎重なるご審議よろしくをお願いいたします。
議長	以上で担当地区委員及び推進委員の意見を終わります。 続いて質疑に入ります。質疑はありますか。
委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、質疑を終わります。 続いて採決に入ります。 議案第53号について、原案のとおり証明することに賛成の委員は、起立願います。
委員	(全員起立)
議長	起立全員であります。よって、議案第53号は原案のとおり証明することで決定しました。
○議案第54号	続きまして、議案第54号「農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定について」を議題といたします。
議長	ここで、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、3番 酒井 和夫委員、4番 黒崎 浩委員、5番 黒崎 陽子委員、私、黒崎 俊行が退席となります。 進行を2番 大根田 源一委員と交替いたします。
(黒崎会長、酒井委員、黒崎 浩委員、黒崎 陽子委員 退席)	
2番委員	2番 大根田です。よろしく申し上げます。 事務局の説明を求めます。

事務局

議案第54号「農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定について」
次のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、町から意見の決定を求められたので、審議するものとする。

7ページをご覧ください。農用地利用集積等促進計画総括表、公告予定年月日 令和8年1月23日、利用権設定等の面積373,662.11平方メートル、令和7年中の累計1,700,341.00平方メートル。詳細は、8ページから17ページ記載の合計55件となります。

なお、こちらの案件につきましても事務局からご説明をさせていただきます。

8ページに記載の182番から185番の4件につきましては、利用権の設定を受ける者に■さんという名前がありますが、こちらは梨で新規就農される方になります。11月総会の議案にありました■さんと同様に、現在、農大に通いながら研修中とのことです。お住まいは■で、まずは通いで就農予定ということですが、住所を芳賀町に移すことも検討中とのことです。

また215番から234番、13ページの一冊下の欄からの50件につきましては、その所有者の部分グレーに着色しております。こちらも先月の案件同様、県公社と耕作者の間のみの契約変更となります。こちらの案件につきましては、■が個人の名義で契約されていたものを法人名義に変更するという内容になっております。以上です。

2番委員

以上で、事務局の説明を終わります。
それではただ今から3分間、お目通しをお願いします。

(審査中)

2番委員

それでは審査を終わります。
続いて推進委員の意見を求めます。意見はありませんか。

委員

(意見なし)

2番委員

意見がないようですので、次に質疑に入ります。質疑はありませんか。

委員

(質疑なし)

2番委員

質疑がないようですので、質疑を終わります。
続いて採決に入ります。
議案第54号について、原案に対し、意見なしとすることに賛成の委員は、起立願います。

委員

(全員起立)

2番委員

起立全員であります。よって、議案第54号は、意見なしと決定いたしました。
黒崎会長、酒井 和夫委員、黒崎 浩委員、黒崎 陽子委員の入場をお願いいたします。
ここで進行を変えます。ありがとうございました。

(黒崎会長、酒井委員、黒崎 浩委員、黒崎 陽子委員 着席)

○議案第55号

議長

続きまして、議案第55号「農用地利用集積等促進計画作成の要請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第55号「農用地利用集積等促進計画作成の要請について」
次のとおり農用地等の売渡し及び買受けの申出があったので、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地中間管理機構に対し農用地利用集積等促進計画の作成を要請することについて審議するものとする。

こちらの案件につきましても事務局から説明させていただきます。

買受者の■さんについて、芳賀町内で所有している土地は1筆4反歩程度の田んぼのみとなっておりますが、この方は■で水稲とイチゴを栽培する認定農業者の方で、■での経営面積は約6.5ヘクタールとなっております。このような状況ですので、買受けの要件を満たしていると考えております。よろしく願いいたします。以上です。

議長	以上で、事務局の説明を終わります。 それでは1件ですので、そのまま進めたいと思います。 推進委員の意見を求めます。意見はありませんか。
委員	(意見なし)
議長	意見がないようですので、次に質疑に入ります。質疑はありませんか。
委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、質疑を終わります。 続いて採決に入ります。 議案第55号について、原案のとおり要請することに賛成の委員は、起立願います。
委員	(全員起立)
議長	起立全員であります。よって、議案第55号は、原案のとおり要請することに決定いたしました。
○議案第56号	
議長	続きまして、議案第56号「地域計画の変更に対する意見決定について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局	議案第56号 「地域計画の変更に対する意見決定について」 次のとおり地域計画の変更について意見を求められたので、その意見決定のため審議するものとする。 【議案第56号 地域計画の変更について説明】
議長	以上で、事務局の説明を終わります。 こちらも2件ですので、審査の時間を取らないでいきたいと思います。 続いて推進委員の意見を求めます。意見はありませんか。
下高根沢地区 推進委員	はい。
議長	酒井推進委員。
下高根沢地区 推進委員	下高根沢の酒井です。下高根沢の地域内農業集落名ですが私の集落や、隣の集落が入っていないのですがどういうことになっているかお聞きしたいのでよろしくお願いします。
事務局	事務局です。集落名をお伺いしてもよろしいですか。
下高根沢地区 推進委員	■集落と■集落です。
事務局	こちらの地域名の欄が農林業センサスの農業集落名を記載する、という様式になっておりまして、もしかするとその関係で含まれていない可能性があります。現在の手元の資料でなぜこの集落名が抜けているかの確認が取れないので、後日改めての回答ということでもよろしいでしょうか。申し訳ありません。
議長	酒井推進委員、よろしいですか。
下高根沢地区 推進委員	はい。
議長	ほかに意見はありませんか。

委員	(意見なし)
議長	意見がないようですので、次に質疑に入ります。質疑はありませんか。
委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようなので、質疑を終わります。 続いて採決に入ります。 議案第56号について、原案に対して意見なしとすることで賛成の委員は起立願います。
委員	(全員起立)
議長	起立全員であります。よって、議案第56号は意見なしと決定いたしました。
○報告第12号	
議長	続きまして、報告第12号「農地法第18条の解約通知について」を報告いたします。事務局の朗読をお願いします。
事務局	報告第12号「農地法第18条の解約通知について」 次のとおり農地法第18条の規定に基づく、農地の賃貸借契約の解約通知があったので報告する。 詳細は、22ページから29ページまでに記載の合計30件となります。お目通しをお願いします。以上です。
議長	これで、今総会に付された案件の審議は、すべて終了しました。 これをもって、令和7年第12回芳賀町農業委員会総会を閉会いたします。おつかれさまでした。
	(閉会午後2時50分)